(三)　対象区域内自動車等（自動車であるものに限る。）が対象区域内用途廃止等自動車等に該当する場合には、対象区域内自動車等の所有者は、一定の書類を当該対象区域内自動車等の主たる定置場所在の道府県の知事に提出することとした。（附則第三二条の二関係）

5　固定資産税及び都市計画税

(一)　電気を動力源とする自動車に水素を充塡するための設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象から専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車に可燃性天然ガスを充塡するための設備を除外することとした。（附則第一一条関係）

(二)　鉄道事業者等が取得等した一定の新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置の対象に追加した改良車両について、その細目を定めることとした。（附則第一一条関係）

(三)　福島復興再生特別措置法に規定する帰還環境整備推進法人が帰還環境整備事業計画に記載された事業により整備した一定の特定公共施設等の用に供する土地及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる土地及び償却資産の細目を定めることとした。（附則第一一条関係）

(四)　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に規定する特定所有者不明土地について土地使用権を取得した者が当該特定所有者不明土地を使用する地域福利増進事業により整備する施設の用に供する土地及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる土地及び償却資産の細目を定めることとした。（附則第一一条関係）

(五)　河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる代替家屋の固定資産税額の算定方法等の細目を定めることとした。（附則第一二条関係）

(六)　平成二八年熊本地震により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成二八年度分の固定資産税について住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受けたもののうち、家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地について、平成三一年度又は平成三二年度に係る賦課期日において住宅用地として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用する措置について、その対象となる土地の所有者の範囲を平成二八年度に係る賦課期日における当該土地の所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人その他の者とすること等の細目を定めることとした。（附則第一二条の四関係）

6　軽自動車税

(一)　被災自動車等又は対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと道府県知事が認める三輪以上の軽自動車を取得した場合の当該取得された三輪以上の軽自動車に係る環境性能割の特例措置について、その対象となる者の範囲を被災自動車等の所有者又は対象区域内用途廃止等自動車等若しくは対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなった対象区域内自動車等の自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があった日における所有者（当該所有者が個人である場合にはその相続人、当該所有者が法人である場合には合併法人等を含む。）とした。（附則第三四条関係）

(二)　対象区域内軽自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等、対象区域内用途廃止等二輪自動車等又は対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に該当する場合には、対象区域内軽自動車等の所有者は、一定の書類を当該対象区域内軽自動車等の主たる定置場所在の市町村長に提出することとした。（附則第三五条関係）

7　国民健康保険税

(一)　基礎課税額に係る課税限度額を六一万円（改正前五八万円）に引き上げることとした。（第五六条の八八の二関係）

(二)　国民健康保険税の減額の基準について、五割（四割・三割）減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗ずべき金額を二八万円（改正前二七万五、〇〇〇円）に、二割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乗ずべき金額を五一万円（改正前五〇万円）に、それぞれ引き上げることとした。（第五六条の八九関係）

二　地方税法施行令の一部を改正する政令の一部改正関係

地方消費税の徴収取扱費に関する経過措置等を定めた地方税法施行令の一部を改正する政令について、次のとおり規定の整備を行うこととした。（平成二六年改正令附則第四条関係）

1　平成三一年九月から一一月まで及び同年一二月から平成三二年二月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払について、貨物割に係る徴収取扱費基礎額を、各徴収取扱費算定期間内に各道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額の一七分の一〇に相当する額とした。

2　平成三一年九月から一一月まで及び同年一二月から平成三二年二月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払について、譲渡割に係る徴収取扱費基礎額を、各徴収取扱費算定期間内に各道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額の一七分の一〇に相当する額とした。

三　地方税法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正関係

1　法人事業税交付金について、以下の措置を講ずることとした。（平成二八年改正令第一条関係）

(一)　標準税率を超える税率で事業税を課する都道府県が法人事業税交付金を交付する場合に、納付された法人の事業税の額から当該額に当該都道府県が標準税率を超えて課する部分に相当する額の割合として算定された率を乗じて得た額を控除した額の一部に相当する額を、当該都道府県内の市町村に対し、各市町村の従業者数で按分して交付することに伴い、当該率を定めることとした。

(二)　標準税率を超える税率で事業税を課する都道府県が法人事業税交付金を交付する場合の八月の交付時期に交付すべき額について、所要の見直しを行うこととした。

2　1(一)に伴い、特別区財政調整交付金に関する規定について、所要の見直しを行うこととした。（平成二八年改正令第六条関係）

四　地方財政法施行令の一部改正関係

自動車重量譲与税を都道府県に対して譲与することとされることに伴い、標準的な規模の収入の額の算定方法を定める規定等について、所要の見直しを行うこととした。（第一三条並びに附則第九条～第一三条、第一五条及び第一六条関係）

五　国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正関係

1　自動車重量税に係る組入金について、その一、〇〇〇分の四一六（改正前三分の一）に相当する金額を交付税及び譲与税配付金特別会計に係る自動車重量税に係る組入金とし、その他の金額を一般会計に係る自動車重量税に係る組入金とするとともに、所要の経過措置を講ずることとした。（第四条の二関係）

2　自動車重量税に係る組入金について、当分の間、その一、〇〇〇分の四九〇（改正前一、〇〇〇分の四〇七）に相当する金額を交付税及び譲与税配付金特別会計に係る自動車重量税に係る組入金とし、その他の金額を一般会計に係る自動車重量税に係る組入金とするとともに、所要の経過措置を講ずることとした。（附則第三項関係）

六　災害対策基本法施行令の一部改正関係

自動車重量譲与税を都道府県に対して譲与することとされることに伴い、標準税収入額の算定方法を定める規定について、所要の見直しを行うこととした。（第四三条及び附則第五項関係）

七　この政令は、一部の規定を除き、平成三一年四月一日から施行することとした。

―――――――――